

# 保育分野における規制改革

平成28年4月14日

厚生労働省

# 1. 規制改革実施計画(平成25年4月17日閣議決定)への措置状況

## 保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大

規制改革の内容	実施時期	対応状況
経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)を发出 平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援新制度においては、認可制度が公平・公正なものとなるよう児童福祉法上明記。
「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)发出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	25年度以降29年度まで毎年 度措置	平成27年度までの状況を調査(次頁参照) 調査対象:都道府県、指定都市、中核市

	自治体	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	N P O	株式会社 有限会社	個人	その他	計
H19	11,603	10,163	4	227	171	277	54	118	212	19	22,848
H20	11,328	10,417	20	220	227	266	59	149	201	22	22,909
H21	11,008	10,703	11	210	266	268	66	157	190	46	22,925
H22	10,766	11,026	6	197	321	260	66	227	176	23	23,068
H23	10,515	11,434	6	175	434	257	75	301	167	21	23,385
H24	10,275	11,873	17	143	508	249	85	382	155	24	23,711
H25	10,033	12,340	4	96	588	244	86	474	148	25	24,038
H26	9,644	12,893	5	75	652	237	94	657	142	25	24,424
H27	9,212	12,382	18	79	366	233	165	927	129	26	23,537
H23は岩手県、宮城県、福島県の8市町を除く					H22以降その他に計上してあった有限会社を株式会社に計上						
H26は福祉行政報告例の施設数から修正したものを計上					H27は、幼保連携型認定こども園が大幅増(H26:720 H27:1,931)						

## 利用者のニーズに応えた保育拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>5年間で認可保育所へ移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。</p>	<p>25年度に措置、29年度まで措置を行う。</p>	<p>平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 平成26年度から28年度の予算においても、必要な経費を確保している。</p>
<p>保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。</p>	<p>25年度以降29年度まで毎年措置</p>	<p>平成25年度から平成27年度において毎年、自治体の条例制定状況を調査 調査対象：都道府県、指定都市、中核市、待機児童数50人以上の市区町村</p>

## 保育の質の評価の拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。	措置済み	平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としている。(日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定))
保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。	措置済み	第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の補助を公定価格上を行っている。

## 保育士数の増加

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。</p>	<p>平成27年度より実施中</p>	<p>保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。</p>
<p>保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る。</p>	<p>措置済み</p>	<p>登録事務に要する期間を平均7日短縮し、申請から最短で3週間で登録可能とした。 併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができることとした。</p>
<p>保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。</p>	<p>措置済み</p>	<p>平成27年度においては、国家戦略特別区域限定保育士制度を創設し、神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県（成田市）で国家戦略特別区域限定保育士試験を実施。 平成28年度においては、ほぼ全ての都道府県で保育士試験を年2回行うこととなっている。</p>

## 事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。</p>	<p>措置済み</p>	<p>建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催した。 平成26年3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」を新たに認めることとし、所要の省令改正を行った。</p>

## 2. 規制改革実施計画(平成25年4月17日)に盛り込まれなかったものの、改革に至った事項

### 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

- 1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

### 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

- 2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい
- 3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

### 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

- 4 における要件に加え、保育士資格取得を促していく

の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)ことが必要  
全体で1/3を超えない範囲では、保育士資格を有しない者を配置することが可能

# 3. 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

平成28年3月28日 厚生労働省

待機児童解消までの**緊急的な取組**として、平成27年4月1日現在の**待機児童数が50人以上いる114市区町村**及び待機児童を解消するために**受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村**を対象に、**以下の措置を実施**する。

## 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. **厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等**  
厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. **自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)**
3. **厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)**
4. **「保活」の実態を調査**  
保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. **保育コンシェルジュの設置促進( の1参照)**

## 規制の弾力化・人材確保等

1. **保育園等への臨時的な受入れ強化の推進**  
人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. **自治体が独自に支援する保育サービスへの支援**  
「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う 等

## 受け皿確保のための施設整備促進

1. **施設整備費支援の拡充**  
資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化 等  
地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進
2. **改修費支援等の拡充**  
小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充 等

## 既存事業の拡充・強化

1. **保育コンシェルジュの設置促進**  
待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化
2. **緊急的な一時預かり事業等の活用**  
待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供
3. **広域的保育所等利用事業の促進**  
隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進
4. **地域の中での円滑な整備促進**  
保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

## 企業主導型保育事業の積極的展開

# 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急 対策体制の強化

## 1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等 【平成28年4月開催予定】

厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町(H27.4.1現在 62市区町)の長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議(待機児童が100人以上の市区町の部局長を招集)を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進する。

## 2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付 【平成28年3月22日から実施中】

自治体における子ども・子育て支援新制度施行後の待機児童対策の現状等について、専用アドレスを設置し、優良事例・課題・国への要望等を随時受付する。

## 3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

【平成28年3月22日から実施中】

厚生労働省ホームページによる、保育に関する国民からのご意見を募集する。

「保活」(子どもを保育園に入れるために保護者が行う活動)について、国民からのご意見もあわせて募集する。

## 4. 「保活」の実態を調査 【平成28年4月実施予定】

「保活」についての具体的状況、保護者の負担等を把握し、より保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査する。

## 5. 保育コンシェルジュの設置促進( の1参照)

# 規制の弾力化・人材確保等

## 【受入れ強化】

### 1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進

人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請する。

### 2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

自治体が単独事業として支援する認可外保育施設が、認可保育園等への移行計画を作成した場合に運営費を補助する。その際、現行の認可化移行運営費支援事業の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う。この措置を通じ、結果として利用者の保育料軽減につなげる。

### 3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

「客観的な認可基準を満たした場合には、認可権者である自治体は認可しなければならない」とされている新制度の基本的考え方を、待機児童のいる自治体に対して徹底する。特に、待機児童がいて、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない自治体の運用については、是正を要請する。これにより、意欲のある事業者の積極的な参入を支援する。

#### < 是正を要する事例 >

- ・ 市区町村の整備計画を上回って保育ニーズが増大しているにも関わらず、既に定めた計画以上に認可をしない事例。
- ・ 認可の条件として法人の実績や職員の経験年数等を必要以上に求め、新規参入を事実上困難にしている事例。
- ・ 既存の保育園への強い配慮や将来の人口減を理由に認可に消極的な事例。
- ・ 保育園等を認可する審議会を4月開園に向けた年度単位のみでの運用とし、年度途中の認可が行われない事例。

# 規制の弾力化・人材確保等

## 4. 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

小規模保育園等の卒園児の3歳以降の入園が円滑にできるよう、連携施設の設定に市区町村が積極的に取り組むよう促す。

市区町村が丁寧な利用調整を行うことにより、円滑な入園を推進する。

例外として認められている3歳児以降の継続入園をしやすくすることも考慮し、19人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19人を超えた受入れの拡大(22人まで)を推進する。

(人員基準や面積基準は満たすことが必要)

## 5. 幼稚園の預かり保育への支援強化

幼稚園における長時間の預かり保育事業についての支援強化を、内閣府、文部科学省とともに検討する。

## 6. 定員超過入園の柔軟な実施

2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

## 【人材確保】

## 7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。

## 8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、以下の研修を推進

保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修

新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修

保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

保育園等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

# 規制の弾力化・人材確保等

## 9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

保育士が本来の保育業務により多くの時間を割くことができるよう、保育士の業務負担軽減につながるICT化を推進する。

## 10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

保育士の業務負担を軽減し、離職防止等に資するよう、保育補助者雇い上げ支援等の活用の推進など、平成27年度補正予算・平成28年度当初予算により事業化する。

## 11. 短時間正社員制度の推進等

子育て中の保育士等が復職しやすくなる環境を整えるため、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進める。

保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体について、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の活用を促す。

妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進を促す。

## 12. 保育士の子どもの優先入園

未就学児をもつ保育士の子どもの優先入園を推進する。

その際、市区町村の圏域を超えて就職する保育士がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を積極的に果たすよう促す。

## 13. 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

4月から実施予定の、保育士配置の弾力化の特例措置について、円滑かつ着実な実施について周知徹底を図る。

# 受け皿確保のための施設整備促進

## 1. 施設整備費支援の拡充

### 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

資材費や労務費の高騰などを踏まえた、整備費の土地借料加算の引上げを行う。

借地料は工事着工前から必要であるため、工事着工前の土地借料についても支援する。

定期借地権契約により土地を確保することにより発生する、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対する支援を実施するため、整備費に新たな土地借料加算を設定する。

### 小学校の空き教室等の活用

学校、公営住宅、公民館、公有地等の地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備を促進する。

整備費に設けられた「地域の余裕スペース活用促進加算」の基準額を改善する。

### 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進

保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用推進加算」の対象として促進する。

## 2. 改修費支援等の拡充

### 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進など

保育対策総合支援事業費補助金の1メニューである「保育環境改善等事業」を見直し、改修費支援を実施する。

### 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金において実施している、小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費支援について、補助単価を引き上げるとともに、定員を増加する場合や老朽化に伴う修繕等についても補助対象とする。

# 既存事業の拡充・強化

## 1. 保育コンシェルジュの設置促進

待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図る。

保育園等入園希望者への4月以降も継続した丁寧な相談を行い、小規模保育、一時預かり等多様なサービスにつなげるマッチングを実施する。

申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進する。小規模保育園卒園時の保育園、幼稚園、認定こども園への円滑な入園のための利用調整を推進する。

## 2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業(地域密着型、訪問型を含む)を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスを提供する。その際、保護者の利用料負担が過大にならないよう配慮する。

## 3. 広域的保育所等利用事業の促進

隣接する市区町村のどちらかに空いている保育園等がある場合、市区町村の圏域を越えて保育園等の利用調整が可能な場合、送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援する。

自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能とするための送迎の実施について、現行の保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に加え、公費補助(国庫補助、地方単独補助)を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園も対象施設として拡大する。

## 4. 地域の中での円滑な整備促進

保育園等の新規開設が地域の中で円滑に進むよう、平成27年度補正予算による防音壁設置対策を継続実施するほか、保育施設建設に対する地域住民等との円滑な合意形成を支援するため、環境整備(コーディネート等)を促進する。

# 企業主導型保育事業の積極的展開

企業主導型保育事業創設については、現在国会において法案審議中

## 1. 企業主導型保育事業の積極的展開

この4月から新たに創設されることが予定されている企業主導型保育事業(事業所内保育を主軸とした新規の保育事業)の積極的活用を図る。

その際、

- ・ 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ・ 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ・ 地域枠も自由に設定できること
- ・ 認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を積極的に図る。(企業、地域の経済団体、大学等への周知、働きかけ)

## 2. マッチング機能の強化

利用者の身近な地域での利用を可能としつつ、複数の企業で共同利用し合う形態を促進するため、企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能を強化するためのコーディネーターを配置する。

## 3. あわせて事業所内保育園の空き定員も有効活用

上記の取組とあわせて、既存の事業所内保育園の空き定員活用により、速やかに受け皿を確保する。

## 4. 企業主導型保育事業のための保育人材確保

企業主導型保育事業の保育の担い手確保のために、必要な人材研修(子育て支援員等)を積極的に実施する。

# その他の取組

## 1. 保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定

通知書の名称や様式を改定する。また、通知書を送付する際には結果のみ告知するのではなく、様々な措置や支援について情報提供するとともに、利用者支援事業などを通じたきめ細かな支援に努めるよう促す。

## 2. 育休からの円滑な保育園利用への移行、企業への働きかけ

1歳児の待機児童が多いことに伴い、やむなく育休の早期切り上げによる0歳児入園を選択するといった状況を改めるため、保育園等整備を促進するとともに、柔軟な育休取得等出産して子育てと就労の両立がしやすい働き方を推進するとともに、保育園等に入園できなかったことにより働くことをあきらめることとならないよう、企業側への働きかけを行う。

待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成25年度から平成29年度末までに**50万人分**の保育の受け皿を確保する取組を進めているところ。

平成25・26年度の2か年で合計**約21.9万人分**(当初目標値20万人)の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は**約45.6万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

今後、**25～44歳の女性の就業率上昇**が更に進むことを念頭に、「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき**対策**」に基づき整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から**50万人分**とした。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	<b>456,606人</b>
<b>( 計 218,687人 )</b>			( 計 237,919人 )		

## 平成27年度補正予算(510.7億円：5.6万人)及び平成28年度当初予算(534億円：約7.2万人)

- ▶ 整備費、改修費の予算を十分確保
- ▶ 小規模保育の整備費を創設
- ▶ 公定価格の見直しで、賃借料加算を大幅アップ
- ▶ 防音壁設置の補助を創設

## 企業主導型保育事業の創設(内閣府から法案提出)(約800億円：約5万人 事業主拠出金財源)

- ▶ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みを創設。

## 1・2歳児の保育所等利用率の推移

	(平成26年4月)	(平成27年4月)	(平成29年度末) 50万人分確保時の利用率
<b>1、2歳児</b>	<b>35.1%</b>	<b>38.1%</b>	<b>48.0%</b>

< [参考]女性の就業率：70.8%(2014年) 77%(2020年) >

(注)利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

### 子ども・子育て支援新制度において新たなサービス類型を創設

小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、認定こども園など、新たなサービス類型を創設

小規模保育	事業所内保育	家庭的保育	居宅訪問型保育	(参考)保育所
1,655	150	931	4	23,537

←27年4月の認可件数  
(保育課調べ)

### 子ども・子育て支援新制度において一時預かりサービスの拡充

現状:延べ440万人(平成26年度交付決定ベース) 目標:延べ1,134万人(平成31年度)

### 人員配置の弾力化

小規模保育、事業所内保育等は、必要な保育士配置要件は1 / 2以上  
保育所についても、人材確保が困難な現状に鑑み、全員保育士としている配置要件を緩和

### 主体規制

実施の主体を問わず、株式会社が保育所を設置することも可能  
小規模保育については、NPO、株式会社含めて施設整備補助を創設  
(平成27年度補正予算~)

### 事業主拠出金制度の拡充

子ども・子育て支援法改正法(平成28年3月31日成立、4月1日施行)により、子育て支援への事業主拠出金制度を拡充し、市区町村の関与がない仕組みを創設 →約5万人分を確保

保育所の設置主体別数(平成27年4月1日現在)

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成27年4月1日現在)										計			
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	N P O	株式会社、 有限会社、	個人	その他				
1	北海道	282	191		1	18	1	4	1	4	1	1	1	2	501
2	青森県	21	252		2				4		1	1			281
3	岩手県	125	152			4						2			283
4	宮城県	134	75		2	6	1		1	5			2		225
5	秋田県	74	91			4			1			2			172
6	山形県	96	122		1	8			2	8		2			239
7	福島県	116	73			4			2						195
8	茨城県	154	287	1		12	3			6					463
9	栃木県	135	118			8	2	1							264
10	群馬県	68	188				2	1							259
11	埼玉県	330	412		1	43	2	11	53			1	1		854
12	千葉県	299	250			10	2	35	2						598
13	東京都	898	817		15	22	35	16	269			13	2		2,087
14	神奈川県	97	192		7	6	4	11	39				1		357
15	新潟県	298	156			6			1						461
16	富山県	118	76			1	1								196
17	石川県	128	76					1				1			206
18	福井県	118	119		1										238
19	山梨県	116	80		1							15			212
20	長野県	403	73			2									478
21	岐阜県	214	131			7	1					1			354
22	静岡県	125	180			3				4		1			313
23	愛知県	560	153			17	1	4	12			2			749
24	三重県	226	189				1		2			1			419
25	滋賀県	79	98			2		1				1			181
26	京都府	119	98		1		2								220
27	大阪府	158	287		1	8	5	2	7						468
28	兵庫県	156	219		1	2	8	7	6						399
29	奈良県	68	68				2		1			3			142
30	和歌山県	102	39				1					2			144
31	鳥取県	96	58	1	1		2		4				2		164
32	島根県	75	200		1	1			3				2		282
33	岡山県	111	72				1	3							187
34	広島県	178	101			7	2	1	9				1		299
35	山口県	104	128					1				22			255
36	徳島県	113	84						1						198
37	香川県	72	49			1	3								125
38	愛媛県	161	71		2							1			235
39	高知県	117	43				1					1			162

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成27年4月1日現在)										計		
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	N P O	株式会社、 有限会社、 会社、	個人	その他			
40	福岡県	116	355			3	8		1	8				491
41	佐賀県	45	157	1		2			1	1				207
42	長崎県	41	274	5		1	6		10	4			1	342
43	熊本県	112	316			2								430
44	大分県	49	120	2		4			2	3			1	181
45	宮崎県	52	197											249
46	鹿児島県	44	274			18	8		1					345
47	沖縄県	80	257			1			1					339
	小計	7,383	8,018	10	38	233	109	119	442	82	15			16,449
1	札幌市	23	196		2	9			18	1	1			250
2	仙台市	44	65	1	1	10	5		19	2				147
3	さいたま市	61	88		1	2			8	1				162
4	千葉市	59	48	1		6			24		1			139
5	横浜市	86	303		6	11	7	28	201	8	1			651
6	川崎市	49	98		3	5	1	5	110					271
7	相模原市	24	67			1			5	1				98
8	新潟市	87	119		3	2				1				212
9	静岡市		49				1		3	3				56
10	浜松市	22	58						4					84
11	名古屋市	115	192		6	11	30	3	9	12				378
12	京都市	21	208				23			3				255
13	大阪市	110	267		1	9	7		16					410
14	堺市	20	21			3			1					45
15	神戸市	58	110			1	9		3	1				182
16	岡山市	49	64	1	1		1							116
17	広島市	89	70	1	1	4	4		11	3	2			185
18	北九州市	27	134		2									163
19	福岡市	8	185			9	4	1						207
20	熊本市	36	110			2			2					150
	小計	988	2,452	4	27	85	92	38	434	36	5			4,161
1	旭川市	3	49	1	1	1	1		1					57
2	函館市	5	37		1	1	1							45
3	青森市		75		1						1			77
4	盛岡市	13	41		1	3			2					60
5	秋田市	9	38		1									48
6	郡山市	25	8		1	2			3					39
7	いわき市	31	24			1								56
8	宇都宮市	10	63			2			1					76
9	前橋市	18	35			1								54
10	高崎市	21	52		1		1							75
11	川越市	20	26											46

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成27年4月1日現在)										計				
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	N P O	株式会社、 有限会社、	個人	その他					
12	越谷市	18	14			3										35
13	柏市	23	18			2					11				1	55
14	船橋市	27	40		3	4									1	75
15	八王子市	16	73	1		1			1		2			3		97
16	横須賀市	11	19								10					40
17	富山市	41	30		1											72
18	金沢市	13	88													101
19	長野市	39	35		1	1			2						2	80
20	岐阜市	20	22			1								3		46
21	豊橋市	5	45													50
22	豊田市	49	13			3										65
23	岡崎市	35	18													53
24	大津市	15	42	1												59
25	高槻市	13	21								3					37
26	東大阪市	12	45							1						58
27	豊中市		21			9			2							32
28	枚方市	12	43													55
29	西宮市	23	34			2			1							60
30	姫路市	23	29						4					1		57
31	尼崎市	22	58						1							81
32	奈良市	16	22						1							39
33	和歌山市	21	31				1									53
34	倉敷市	22	71													93
35	福山市	52	54						1							107
36	下関市	17	23						2					4		46
37	高松市	32	36						2							70
38	松山市	26	30			1			3		1					61
39	高知市	24	60	1							6					91
40	久留米市	12	56													68
41	長崎市	9	76			4			4		3					100
42	大分市	13	39						1		3				8	64
43	宮崎市	6	102			1			1					1		111
44	鹿児島市	11	91			5			3							110
45	那覇市	8	65													73
小計		841	1,912	4	14	48	32	8	51	11	6	2,927				
合計		9,212	12,382	18	79	366	233	165	927	129	26	23,537				